

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年11月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成21年1月1日から平成22年3月31日まで」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日まで」に改める。

別表第6 6中

37	38
38	39
38	40
39	41
39	41
40	42
40	42
41	43
42	43
43	44

を に、

を に改め、同表7中

57	58
58	58
58	59
58	59
59	60
59	60
59	61
60	61
60	62
60	62
61	63

62
63

63
64

」

」

「

「

5級
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

5級
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

を

に改める。

30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43

34
35
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

」

」

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)